

川根本町工事に係る低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川根本町が発注する工事についての請負契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により契約を行おうとする場合について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要領において「工事」とは、建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(調査の対象)

第3条 本要領は、予定価格が500万円以上の工事（解体工事等製品の品質確保を要しない工事は除く。）及び総合評価落札方式の適用を受ける工事を対象とする。ただし、予定価格が500万円未満の工事であっても入札執行者が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

2 調査基準価格を下回った入札を行った者を調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。

(調査基準価格の設定及び算定)

第4条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

3 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

4 調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「（調査基準価格入札書比較価格 〇〇円（消費税抜き）」と記載する。

(対象業者への周知)

第5条 本制度の円滑な運用を図るため、入札執行者は、入札参加業者に、次のことを明示するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者であっても落札者とならない場合があること。
- (3) 調査対象者は契約の内容に適合した履行が可能であるかの判断のための事情聴取に協力すべきこと。

と。

(開札の処理)

第6条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札をした場合には、入札執行者は、落札決定を保留し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する旨を入札参加業者に通知する。

(調査の実施)

第7条 入札執行者は、調査対象者の価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の項目により、調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとし、調査対象者に対してその旨通知する。

- (1) その価格により入札した理由
 - (2) 入札金額の積算内訳
 - (3) 手持工事の状況
 - (4) 配置予定技術者
 - (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (6) 手持資材の状況
 - (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - (8) 手持機械数の状況
 - (9) 労務者の具体的供給見通し
 - (10) 過去に施行した公共工事名及び発注者
 - (11) 下請契約予定者名
 - (12) 経営内容
 - (13) その他必要な事項
- 2 調査対象者は、前項の内容またはそれ以外の資料を求められた場合は、入札執行者が指定する期日までに提出しなければならない。
- 3 調査は、調査基準価格を下回った者のうち最低の価格をもって入札した者のほか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。

(契約審査委員会)

第8条 前条に規定する調査の内容をもとに、調査対象者が入札価格により契約の内容に適合した履行がされるか審査を行うために契約審査委員会を設置する。

- 2 契約審査委員会の構成は、次のとおりとする。
- (1) 委員長 副町長
 - (2) 委員 総務課長、建設課長、会計管理者
- 3 契約審査委員会は、第7条の内容により適合した履行がされるか審査しなければならない。

(調査期間)

第9条 入札執行者は、開札の結果、落札決定を保留とした場合には、直ちに第7条に掲げる調査を行うものとし、速やかに調査を完了させるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第10条 入札執行者は、調査の結果、調査対象者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に適合した履行がされると認められる旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第11条 入札執行者は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、予定価格の範囲において次点となった者を落札候補者とする。

2 次点となった者が調査対象者であった場合は第7条の調査を再度実施することとし、結果が出るまでこれを繰り返すものとする。

(契約しない場合の判断基準)

第12条 以下の項目に1つでも該当する場合は、入札執行者は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。

- (1) 入札執行者が指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 入札価格内訳書の価格と入札価格が一致していない場合
- (3) 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合
- (4) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合
- (5) 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合
- (6) 作業効率等が施工不可能なものである場合
- (7) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合
- (8) 上記の他、適正な履行がなされないおそれがあると認められる場合

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。